

## 19 ケアラーへの支援の充実

新規

(事業目的) 児童福祉法改正(令和4年6月公布)により、社会的養護経験者(ケアラー)の実態把握と必要な援助の実施が県の業務に位置づけられた。令和5年度に実施した当事者へのアンケート調査等による実態把握調査や、有識者や当事者で構成する委員会の意見を踏まえ、児童養護施設等の入所中から退所後も自立に向けた総合的な支援策を推進するとともに、社会的養護の子どもたちが安心して自立生活できる環境を整える。

イン  
プット

(事業費) 2,258千円

アクティ  
ビティ

- ①ケアラー応援企業拡大プロジェクト  
ケアラーの応援企業を増やすため、企業向け研修会の開催や認定制度の創設、企業表彰などを実施  
ア 社会的養護理解促進事業 ～ 企業向け研修会や入所児童との交流を実施  
イ ひょうごケアラー応援企業認定制度 ～ ケアラーが働きやすい企業を認定  
ウ 応援企業表彰 ～ 模範となる企業を表彰し、取り組みを広く周知するシンポジウムを開催
- ②ケアラー雇用促進事業  
就労継続に課題を抱えるケアラーのため、応援企業に各企業で選定したワーカーを配置し、生活面も含めた伴走型支援を実施
- ③ケアラー専門相談窓口の開設  
社会的養護経験者(ケアラー)の卒後の状況が安定するまでの間、相談等の支援を実施

アウト  
プット

- ①研修・意見交換会の開催回数

アウト  
カム

- ①ケアラー応援企業認定数
- ②専門相談窓口への相談件数
- ③児童養護施設退所者の1年後離職率